

1 盛福障第 146号
令和元年 6 月 5 日

共同生活援助事業所運営法人 代表者 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

共同生活援助事業所における適正な職員配置について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政に御理解と御協力いただきありがとうございます。

標記の件について、近年実施した実地指導等において、土日や年末年始等に終日職員が不在となっているにもかかわらず、報酬算定を行っている共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）が散見されました。

グループホームについては障害者総合支援法に基づく指定基準上、常時の職員配置は必須とされておりませんが、利用者の障害状況等に応じた支援を行うに当たり必要となる人員を配置する必要があります。また、土日等に職員配置がなされていないことに起因する利用者の事故も発生しているところ です。

つきましては、次のとおり適正な職員配置等がなされているかについて、各事業所において確認いただき、早急に体制整備を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 職員配置

世話人及び生活支援員については、指定基準上、利用者数及び障害支援区分に応じた最低必要人員が定められており、常勤換算により当該人員を満たす場合は、形式的には指定基準を満たしていると判断されます。

一方、グループホームの利用者が必要とする支援は利用者ごとに異なり、必要な従業員数や勤務体制を整えなければならないとされています。

グループホームにおいては、単に指定基準上の必要人員を満たすだけでなく、土日等を含めて、利用者に対する適切な処遇が行える体制を整える必要があることに御留意ください。

【世話人及び生活支援員の要件等（通知:平成18年12月6日障発第1206001号）】

世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする（基準第 208条）

【勤務体制の確保等（通知：平成18年12月6日障発第1206001号）】

勤務体制については、「利用者に対し、適切な指定共同生活援助事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。」（基準第 212条）

2 報酬算定

報酬告示上、グループホームの報酬については日割計算であり、利用者に対しサービスの提供を行った場合に算定が可能とされているところです。したがって、終日、世話人等の職員が配置されていない日については、実質的にサービスが提供されていないと判断せざるを得ないため、報酬算定が行えないことに御留意ください。

3 労務管理

グループホームにおいて、夜間、宿直・夜勤等により職員配置を行う場合や世話人が住み込みにより支援を行う場合にあっては、労働時間を明確なものとし、労働基準法等の規定を遵守し、適正な職員配置を行ってください。

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

盛岡市保健福祉部障がい福祉課事業所係

担当：齊藤礁・館澤睦子

TEL：019-613-8296 FAX：019-625-2589

E-Mail：shogai@city.morioka.iwate.jp